

20230126郵送受

E8付審判請求

令和4年(つ)第3号

決 定

請求人 今井 豊

上記請求人から、上村正を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判請求があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 請求の趣旨及び理由

請求の趣旨及び理由は、要するに、請求人は、令和4年4月19日、前橋地方検察庁検察官検事である上村正を公務員職権濫用、脅迫及び犯人隠避の各罪で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、令和4年6月30日、これらにつき、不起訴処分の裁定をし、請求人はこの処分について不服があるため、前記各罪のうち、公務員職権濫用事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

第2 被疑事実の要旨

被疑者は、前橋地方検察庁において、検察官として事件捜査等の職務に従事していたものであるが、

1 令和2年12月18日、前橋市内の同庁において、請求人が令和元年11月14日付け告訴状で告訴した、被疑者不詳に対する詐欺未遂事件を、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示さずに不起訴処分に付すとともに、請求人に対してこれらの事件に関する処分通知書1通を郵送し、令和2年12月19日、請求人にこれを受領させた上、令和3年1月13日、請求人に対してこれらの事件に関する不起訴処分理由告知書1通を郵送し、同月14日、請求人

にこれを受領させて、請求人の告訴権等の行使を妨害するとともに、請求人に義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、

2 令和3年3月16日、同序において、請求人が令和元年11月14日付け告訴状で告訴した、被疑者不詳に対する詐欺事件を、起訴の職権を故意に行使せずに不起訴処分に付すとともに、請求人に対してこれらの事件に関する処分通知書1通を郵送し、令和3年3月17日、請求人にこれを受領させた上、同月22日、請求人に対してこれらの事件に関する不起訴処分理由告知書1通を郵送し、同月23日、請求人にこれを受領させて、請求人による告訴権等の行使を妨害するとともに、請求人に義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、

もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害するとともに、請求人に義務のことを行わせた。

なお、前橋地方検察庁検察官作成の不起訴裁定書においては、上記1及び2の告訴事実のうちそれぞれ作成義務のない告訴状を作成させた事実の摘示が明示的にはされていないものの、請求人の告訴の趣旨が分かりにくいためやむを得ない上、被疑者の行った不起訴処分が正当であることを理由として不起訴処分がされたことからすると、上記事実を含めて不起訴処分がされたものと解される。

第3 当裁判所の判断

1 公務員職権濫用罪にいう「権利の行使を妨害した」とは、法律上保護されるべき具体的権利の行使を妨げることをいう。起訴、不起訴は公務員である検察官が専ら公益的理由により判断し決定する事項であり、検察官の不起訴処分により告訴人が反射的に何らかの不利な影響を受けることがあったとしても、告訴人の権利の行使を妨害したとはいえない。

そうすると、被疑者が、前記各不起訴処分をし、これに伴い前記のとおり請求人に対して前記各処分通知及び前記各不起訴処分理由告知をしたことで、請求人の告訴権等の行使を妨害したとは認められない。

2 また、公務員職権濫用罪にいう「義務のないことを行わせ」とは、法律上行うべき義務がないことを行わせることをいうが、請求人が被疑者に対する告訴状を作成するか否かは請求人の自由な意思に委ねられており、被疑者が請求人の意に沿わない職権行使をしたことで、請求人が被疑者を告訴せざるを得ないと考えて前記各告訴状を作成したとしても、被疑者が請求人に対して義務のないことを行わせたとはいえない。

3 したがって、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかであるから、付審判請求には理由がない。

よって、刑事訴訟法266条1号により本件請求を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和5年1月24日

前橋地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官

山 崎

威



裁判官

稻 田 康

史



裁判官

落 合 沙

紀



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 小林 功

